

市第67号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和5年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市緑区民文化センター	中区太田町2丁目23番地	みどりアート&メディアパートナーズ 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役社長 須藤 浩之	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市緑区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

みどりアート & メディアパートナーズの構成員

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社神奈川新聞社

代表取締役社長 須藤 浩之

- 2 西区西平沼町 6 番 1 号

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役社長 熊谷 典和

- 3 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近藤 誠一

- 4 神奈川区子安通 1 丁目 132 番地の 1

ジャパントータルサービス株式会社

代表取締役社長 鈴木 武

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）